

平成 19 年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会 主要発言

2014 年 9 月 6 日

ハートバンド代表 前田 敏章

※ 以下の発言記録は、法務省ホームページ「平成 19 年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会について」によります。ページ番号は同「議事録」のものであります。

第 1 回会議（2013 年 1 月 31 日）発言（「第 1 回議事録」 p 19）

今後取り上げるべきテーマに関連して、検討の基本点について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

議論のテーマについては、次回といたしますか後日、また整理して私からも何点か挙げておきたいことがあると申し述べておきたいと思います。

今日は一回目ですので、もう御案内といたしますか、当然のことですけれども、こういう基本点で今後の検討をしていただきたいということを要望として述べておきたいと思っております。

原点に立ち返って本質論議をしていただきたいというのが一点目で、基本が犯罪被害者等基本法です。被害者等の権利利益の保護のための前提であり、基本命題が刑事手続の参加であるということ、私たち当事者、被害者団体は強く強く思っておりますので、それを基本に据えていただきたいということが 1 点です。

二点目は、私は専門家ではなくて、口幅ったいのですけれども、刑事訴訟法の目的の確認からしても、この被害者参加制度の充実を図っていただきたい。第 1 条にある「公共の福祉の維持」というのは、法益として死傷被害をなくす、交通被害の場合は特にそうですけれども、そのことがあると私は思います。それから、「基本的人権の保障とを全うしつつ」とあるのは、そこに被害者の尊厳、今まで自然権でありながら全く一瞥もされないで残されていた被害者の権利の回復が、刑訴法の目的のこの部分にあると思っております。さらに、第 1 条の後半には「事案の真相を明らかにし」という部分がありますけれども、真実発見、そこに当事者が関わる、これは当然のことなわけですが。そのことでも刑事手続への被害者参加は大変重要で意義のあることであるということは押さえていただきたい。

3 点目の基本が、被害者の視点、これが社会正義につながるのだということです。被害者の視点と社会正義。

この三つのことを基本に置いて今後の検討をしていただきたい。

更につけ加えて言いますけれども、あと二つは、日本の現状を踏まえてということで、日本において被害者の権利概念が非常に遅れている。それは被害者団体、被害者個人、当事者もそうですけれども、まだまだ権利意識も不十分である。それは当事者もそうだし、国民や社会制度もそうだとおっしゃるとお思います。今言った自然権である被害者の権利ということ、当事者自身も、私は、基本法が 2004 年に出て初めて被害者の権利ということをお口にすることができました。私たちの要望書

もそうですけれども。ですから、まだまだ被害者団体が権利主体となる道半ばと思っています。そういう中ですから、被害者の思い、願いを丁寧に酌み取っていただきたいというのがあります。

日本の現状で遅れていることを言いましたけれども、もう一つは、直接関わることで言うと、被害者参加制度が裁判員制度と近い時期に施行されました。それによって、ヒアリングで出された主要望事項にも挙げられていますけれども、公判前整理手続の問題、これは非常に大きな問題があると私たちは当初から指摘しておりまして、2008年に北海道交通事故被害者の会としても公判前整理手続の在り方について要望書を出しているのです。それは後で議論のときに言いますけれども、そういう背景があるということ踏まえて議論をしていただきたい。

今、最初に原則を三つ言って、特殊性を二つ言いました。最後に、先ほども少し言ったのですけれども、直接今回の刑訴法の見直しには関わらないとしても、その前提となる問題、私たちの知る権利の問題に関わって、それがあって、例えば被害者参加するかどうかということも考えるところがあるのですけれども、その知る権利が侵されているところがあります。特に交通犯罪の場合は捜査段階での調書が開示されなくて、死人に口なしという中で裁判にならない例も多いわけです。起訴率も非常に低い。今、9%でしょうか。そういう解決しなければならない前提問題が深くあるということです。そのことも踏まえて今後の検討をしていただきたいと私は思っています。

第2回会議（2013年3月19日）発言（「第2回議事録」p10～15）

〈p10〉

とりあげるべきテーマについて

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

第1回会議でも述べましたが、今回の意見交換が、本来あるべき自然権としての被害者の司法手続参加を更に改善し、被害者等の尊厳と権利が真に守られる制度と社会にするために、有益な討議がなされることを願っています。

二つ説明をいたします。一つは資料にあります追加のテーマということで、ヒアリングで出された事項で取り上げてこなかった部分です。ちょうど今、お話にありました裁判員裁判との関連です。御存じのように、裁判員裁判の中で逆に被害者の参加の権利が制限されてしまっているという実態があるということで、一番端的な例が、公判前整理手続なのですが、その問題を話題にしていきたいということです。

裁判員法が制定されたのは2004年5月で、被害者の権利、利益の保護ということが初めて言われた基本法制定がその年の12月です。その18条に「被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように」ということが出てきて、翌2005年の基本計画の中で、「犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することができる制度について我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で」ということが言われたわけです。

その後、裁判員制度施行の2009年までの間に被害者参加制度との兼ね合いのところで論議と見

直しがあればよかったです。私の記憶では全く検討されていません。その結果、先程言いました公判前整理手続の問題が生じました。裁判員制度に付されたことによって、被害者が参加できない公判前整理手続でほぼ裁判の枠が決まった後の公判の中で被害者がようやく参加するという形になっているわけで、そのことの見直しが大きな部分です。それ以外のこともありますので、その視点から見直しをしていただきたいというのがこのテーマ案の要点です。

公判前整理手続以外の問題ですが、裁判員裁判では、連日開廷という原則がありますけれども、そのことによって被害者が意見陳述をしたり質問をしたりというときに、それを十分に準備できないということもあるわけです。被害者については、望んで被害者になったわけではない。突然そういう立場になって、他者によって人生も変えられたわけです。そういう中での参加の権利ですので、期日、それから間隔について検討をいただけるような、そういう見直しが必要かと思っています。

それから裁判員裁判では、量刑不当を理由に検察官は控訴できないという話を聞いております。被告人の方の権利はちゃんとあるんですけれども、被害者の方の権利が裁判員制度が付されたことによって制限されてしまうということがありますので、その問題も検討をしていただきたいというのが、このテーマについての意見の要点です。

〈第2回 p12〉

参考資料として配付いただいた研究報告「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響」の紹介と説明

次に、参考資料として配布いただいた研究報告についての説明をしたいと思います。私は犯罪被害の当事者で被害者団体の代表という立場でもありますが、犯罪被害者はこれまで不当にも尊厳と権利が顧みられることもなく、刑事裁判手続においてようやく「証拠品」から「事件の当事者」にふさわしい扱いに変わりつつあるわけです。そこでこの被害者参加制度の数年間の実施状況を踏まえて、前進した意義と今後の課題を実証的に示しておくことが、これから見直し、検討を始める上で必要だと思っています。

この調査では私自身も調査対象であったわけです。研究は常磐大学の諸澤英道教授が研究代表者ということで、「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響—結果とプロセスの満足度に着目して—」という表題の研究報告です。「公益財団 日工組社会安全研究財団」の2011年度一般研究助成最終報告書として公表されています。この研究は、被害者参加制度や意見陳述制度がない時代の被害者、あるいは、制度を利用しなかった、できなかった被害者も含めた調査であり、制度を利用した者と利用できなかった者との比較対照によって参加制度の意義を浮き彫りにした研究ということで今後の討議に生かしてほしいということで、参考資料に加えていただきました。

前回報告いただいた刑事局の調査によっても、被害者参加した被害者の評価は、「参加してよかった」が67.6%、「どちらかというよかった」が20.6%であり、心情の意見陳述についても、「よかった」が68.2%、「どちらかというよかった」が18.2%、こういう結果が出て大勢が肯定的だったわけです。

これから紹介します研究報告においても、被害当事者の制度利用の意義が、ほぼその制度目的のと

おりに確認できているということが結論ですが、一部感想も加えながら紹介したいと思います。

この調査研究の目的は、被害者参加制度を利用した被害者と利用しなかった、あるいはできなかった被害者との比較を行って、司法に対する信頼、それから裁判満足度、これを検証することとしてなされており、調査は2011年10月から2012年7月にわたって実施され、殺人・傷害致死、それから自動車運転過失致死など、死亡事件の遺族を対象に行われています。起訴罪名については、交通事犯が66%と最も多く、次いで殺人・傷害致死ということになっています。

遺族の特徴として子供が被害者である割合が約70%と多くなっています。被害発生時期は2002年が一番多いのですが、幅があり1973年から2011年の間に起きた事件が対象になっています。

肝心の遺族の対象者の内訳、これは、調査協力者で、起訴されて一審が終結した事件遺族175人中、被害者参加制度利用者が18人、意見陳述制度利用者が80人、制度利用なしが77人、こういう内訳です。

まず指摘したいのは、これについては十分予想されていたとは言いましても、司法に対する信頼度が「制度利用なし」が5点満点中1.72という評定値に比べて「被害者参加遺族」が2.50、「意見陳述遺族」が2.30となっており、制度利用なしの遺族に比べて、いずれも有意に高いことが示されているということです。

その重要な要素として、大きく二つあると思いますが、検察官対応の変化が挙げられています。「裁判期日の決定における被害者の都合の配慮」や「裁判内容の都度説明」、それから「裁判での代弁、支援」ですが、それぞれの項目で群間での評定差が確認されており、本制度によって連携・協力関係の構築が必須となった検察官が、被害者の視点に立って配慮的対応を増やしていることが、信頼と満足向上の要因であると示されています。

それから、被害者の裁判結果への満足度と司法への信頼に寄与する要因として、事件の背景理解と真相究明への関わりがありますが、これについても詳細な調査結果が示され、総括的に裁判結果に対する満足度の群間比較がまとめられています。

ここでとりわけ顕著なのは、被害者が刑事裁判に望む内容で大きな比重を占める事件の背景やなぜ被害に遭わなくてはならなかったのかという事実関係に関与した過程と、結果に対する肯定的な評価においてやはり有意な群間差が見られるということです。

具体的には、裁判で実現したこととして「加害者の人物理解」の数値が高く、「加害者のうそを指摘」という項目も、意見陳述のみの被害遺族より被害者参加遺族の評価が有意に高くなっていることは大変貴重であり、そうしたことが、現行の刑事罰が不当に軽く結果として被害者が望む適正罰には届かないという中でも裁判トータルの満足度が総体的に上がるという結果につながっていると思います。

それと、「司法制度に対する信頼のプロセス」が階層的に分析されています。その中で「裁判を通して事件真相を理解」することが、「裁判結果に対する満足度」と「司法制度に対する信頼」へつながったということが示されており、ここでも被害者参加制度がなぜ必要かということが、事実で示されていると思います。

次に、当事者からの視点で本研究を読んで、是非指摘したいことですが、2008年の参加制度とそれに先行した2000年の意見陳述制度との比較という側面からの指摘です。これは個別の質問項目からも、総括的な裁判結果に対する満足度においても言えることですが、両者には有意な差がある

ということです。このことから参加制度の意義として心情を訴えることの必要性、これも十分あるわけですが、それとともに被害者が当事者として関わることの、より一層の重要性、これが被害者参加制度の本質面だと思いますが、それが明らかにされていると思います。

そのことをまとめてこの研究報告では次のように言っています。「心情や意見の表明に終始する意見陳述制度に比べ、被害者の質問権を含む被害者参加制度が“事件の真相を明らかにしたい”という遺族の要望により沿ったものであるということを示唆している」と。これは当事者からすると大変貴重な指摘と考えます。

そして、更に指摘しておきたいことは、本研究が今後の課題の一つとして挙げているのですが、裁判結果に対する満足度は被害者参加や意見陳述制度によって有意に改善されたとは言え、その評定の絶対値は低いということです。

相対的に高いという被害者参加群であってもその評定は2.38であり、全体としては裁判に対する信頼度は低く強い不満を持っていると指摘されており、それは司法制度全般に対する信頼の度合いについても言えるということです。実はこの調査の集計データの中に、ここには表れていませんが、司法に対する一般的な信頼感を問う設問がありまして、「司法は被害者にとって信頼できる」という質問に、216名中96名(41%)が「全くそう思わない」と答え、41名(19%)が「あまりそう思わない」と答えているのです。私は被害者にとっての司法に対する信頼の度合いというのは、被害者の尊厳と権利の実現にとっての重要な指標、メルクマールであると考えますが、やはりこれまでの経緯も反映して非常に低いと言わざるを得ない。ですから、被害者参加制度によってようやくその信頼改善の緒に就いた段階と言えるのではないかと考えます。

そうした中で、制度の神髄が、関わる全ての方に理解されて、制度自体も、より純化された制度へと整備され、細かな運用面での改善もなされることが、今後の課題ではないかと思えます。

このことについて本報告が、今後の課題として、「遺族の司法制度に対する信頼や裁判結果の受容度は非常に低いことが今回明らかになったことから、これを更に改善させる要因を特定しなければならない」と指摘していることは重要だと思っています。

最後ですが、このような貴重な調査研究を報告いただいた諸澤教授と唐沢教授、研究チームの小林氏、白岩氏に感謝をしながら、この報告の意義についてまとめている箇所を読み上げさせてもらいたいと思います。

「犯罪被害者は尊厳をもって処遇される権利を有することを示した犯罪被害者等基本法の制定は、従来の刑事司法観—社会秩序の維持という公益を図るために行われるもので、犯罪被害者はその反射的利益を受けるにすぎない(1990年2月20日最高裁判所判決)—を根本的に変えるものであった。本研究はこのような変化に着目して行われ、その成果は主として刑事政策上の議論に還元される。すなわち、被害者による裁判参加・意見陳述制度が、遺族による裁判結果の受容や司法に対する信頼向上に一定の効果をもっていること、つまり、両制度の目的がある程度達成されていることを、制度の主たる利用者である遺族の立場から示した点に、本研究の意義はあると言えるだろう。

また本研究結果は、両制度の利用により、少なくとも『検察官から配慮ある処遇を受けた』という被害者の認知が増すことを示すものであることから、本研究結果は、被害者が今後、制度利用を選択する上での有益な参照情報として位置付けることができるだろう。」このようにまとめております。

そのことを紹介して、発言に代えたいと思います。

第3回会議（2013年5月30日）発言（「第3回議事録」 p11、p29～33）

〈p11〉

テーマである「1 刑事訴訟の構造と被害者参加制度」の「○ 刑事訴訟における被害者参加制度の在り方」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)代表

今お話がありましたが、刑事裁判への被害者参加は、私たち被害の当事者にとって、本当に切実で重要な課題でありますので、基本に関わって一言述べておきたいと思います。

述べたいことは、被害者参加は特別に「新たに付与された」というものではなく、元々自然権としてあるもので、その「回復」であるということです。刑事訴訟が誰のために何のためにあるのかということについて、私が強く感じていることを述べたいのですが、私は法律や社会学の専門家ではありませんので、この刑事訴訟法改正法が審議された平成18年、法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会第1回目の10月3日に あすの会の岡村勲委員が発言した内容を紹介する形で被害当事者の思いの一端を述べます。

岡村勲氏は、本改正刑訴法の基になったその要綱案を提案されたのですが、その説明の中でこう述べているわけです。「被害者参加は当然のことである。自然状態においては、危害を加えられたものは反撃するという権利は当然にもあったが、復讐が復讐を呼ぶと社会の平和は乱れるということで、刑罰権は国に信託譲渡したと社会契約説では説明されている。憲法もその社会契約説にのっとってつくられている。刑罰権というものを国に信託譲渡すると、国は裁判所をつくることになる。そうすると、自分で行使した刑罰権というのは、訴追権という格好で自然権として残ることになる。だから、刑罰は自分では科せないけれども、裁判所に向かって『この男にこんな犯罪を受けました。調べてください。証拠があります。』というところは、被害者に自然権として残っていなければおかしい。しかし、被害者が訴追することは実際問題としてはなかなかできないので、検察官・国に肩がわりしてもらっている。そしてそれは、あくまでも被害者の持っている権利の肩がわりであり、被害者から奪い取ってしまったものではない。自然権として訴追権は被害者の手に残っている。問題は、どこまで国が代行するのかということであって、被害者にどこまで参加させてやるとか、権利を与えてやるかとか、というのは、全く逆転した議論である。刑事司法は公の秩序維持のためで、被害者のためではないと言っている最高裁判決は、憲法違反で、信託譲渡契約違反である。本来、検察官が訴追した中に被害者が入っていくというのは、潜在的に持っている権利の回復であるから、公訴参加は、できるだけ広く認めなければおかしい。」こういうふうに出発点の議事録には載っているわけです。

刑訴法の検討に当たり、被害当事者として一番御理解願いたい部分なのですが、併せて一言。私は長女を交通犯罪によって通り魔殺人的に奪われたと覚えております。17年たった今も一番無念に思うことは、他者の不法行為によって被害者とその家族の人生、言わば運命を一方的に変えられたという無念です。この無念と悔しさはもちろん亡き長女が一番感じているだろうと思いますけれども、一方でこうした理不尽な被害を受けた立場が理解されず、加害者の人権だけを擁護するかのような、今の社会の不条理をいつも強く感じております。司法に対してもそうであります。被害者にとって何も特別な権利を求めているわけではありません。司法においても、少なくとも加害者の人権と同様な権利回復をと望むものです。そういう思いでいるということを御理解願いたい。以上です。

テーマである「4 公判前整理手続と被害者参加制度」の「○ 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか」および「○ 公判前整理手続とは別の事前打合せの際に、被害者参加人及び被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)代表

この点について私は非常に強い思いを持っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

被害者参加人及び被害者参加弁護士が公判前整理手続の期日に出席できるように法改正していただきたいと思っております。事件当事者の被害者等が、刑事裁判で真実を追求し、被告人の刑事罰を求める、このことは被害者の尊厳と人間らしい生活を回復するために必要不可欠な自然的権利ですから当然認められるべきと考えています。

理由を以下四点述べたいと思います。

一つは、公判前整理手続が被害者参加制度とは別の観点から検討された制度であるという経緯の問題があって、被害者参加の趣旨からの調整が為されていないということです。御存じのように、公判前整理手続というのは、裁判員裁判における裁判員の負担軽減、そのために集中的・連日的な審理ということが主要命題とされて、2004年に制定し2005年11月から施行された手続です。

一方、被害者参加制度というのは、決められたのが2008年です。その基になったのが2004年の犯罪被害者等基本法です。この間に公判前整理手続について被害者の権利回復という視点から再検討が為されるとよかったですのですが、その検討が不十分なままに終わったというのが実際だと思います。

先程紹介させていただいた、あすの会の岡村勲氏が要綱案の説明をしたときに、この不備についても言及していたわけです。岡村氏は「(要綱案は)公判前整理手続の法律ができる前に作ったものであり、その整理手続にも当然参加できるようにこれを改めなければいけないのですが、まだそこまで訂正しておりません。当然そこまでいくものだということで御理解いただきたい」と述べていたわけです。

こういう経緯からも、二つの制度改変のはざまに残された制度不備という背景があるということで、見直しを図っていただきたい。

私は、北海道交通事故被害者の会に所属していますが、会員の具体例があって、この問題に当時から直面しまして、強く要望していたという経緯もあります。法務大臣に要望書を出し、法務省刑事局への面談要請もしておりますので、今回主要論点として議題に上がっているということに、特別の感慨を持っているところです。

二点目です。一方の当事者である被害者側が、実質的な審理に相当する公判前整理手続に参加できないのは、被害者参加の制度趣旨に反するということです。公判前整理手続の内容は「証拠調べ請求」など、本来公判廷で行われる審理内容であり、憲法82条には「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。」という公開の原則があるのですが、これに反するという基本問題も含んでいると私は思っています。

公判前整理手続を体験したある弁護士が、「裁判官の心証の中で、結局結論が先にあるということがその公判前整理手続を通じ分かってしまいました」と述懐している文書もあるわけです。公判に匹

敵する重要な手続に被告人側は出頭することができて意見が言える。しかし、一方の被害者側は参加できない、これは正に不当です。

三点目の理由ですが、参加できないことによる具体的弊害があるということです。まず、被害者にとっては、なぜ、どうして被害に遭わなくてはならなかったのか、事件の原因も含めた真実を知りたいということがあるわけですが、この基本的な知る権利が制限されるということです。併せて、加害者がどのように裁かれようとしているのか、その審理手続にも直接参加できないことによって閉ざされてしまう。このことは、交通犯罪の場合に今も切実な課題としてあるのですが、加害者供述に偏重した捜査が行われている場合などに深刻です。被害者の側から重要な事実や証拠を指摘する機会が奪われ、被害者側を除いた中で争点整理や過度の証拠絞り込みが行われるケースがあり、言わば一方的な公判シナリオで固められるということがあると思います。争点が被告人の否認する部分に限られて、事件の全容や悪質性が隠されるという弊害も実際にあったわけです。公判前に頻繁に被告人と顔を合わせるということで裁判官の心証に明らかに影響があった、そういう印象を述べている被害者遺族もおります。

先程も出ましたけれども、この真実発見の妨げという点で言いますと、刑事訴訟法第1条に「事案の真相を明らかにし」という目的条項がありますが、事件解明に必要な被害者の視点、被害者との関わり、これを公判前整理手続では閉ざしてしまうということになりますので、そうあってはならないと強く思います。

弊害の二つ目は、公判前整理手続によって、特に裁判員裁判の場合など短期集中を原則としますから、公判期日が当事者抜きに決められてしまうことが問題です。これは後で論点整理の第1の9にもあるのですが少し触れておきます。被害者参加人が訴訟活動として意見陳述や被告人質問をするわけですが、連日開廷になるとその準備等含めて極めて困難を伴います。第1回公判などで知り得た内容から意見陳述や被告人質問の内容を再検討するのに2週間から、3週間を必要とするというケースも当然あるわけですが、そのことが配慮できなくなります。「刑事裁判は、被害者のためにもある」ということを実質化するために、連日開廷、集中審理だけを独り歩きさせない、そういう丁寧な対応が求められると思います。そのためにも、公判前整理手続に参加できるという権利は当然保証して、期日設定に関わることが必要と思います。

弊害の三つ目は、一方で公判前整理手続に付されない裁判との格差、不公平さが生じるということです。公判前整理手続に付されたことによって、今言ったような弊害が生じるということで、これは大きな問題だと思います。

四点目、理由の最後です。公判前整理手続に被害者側が参加できないという理由はないということです。なぜ参加できないのかという理由について私たちが聞いているのは、「被害者側が証言する段になったときに支障を来す」ということです。その支障というのは、これは公判期日への出席が制限される場合と同じと思いますが、裁判所が審理の状況等を考慮して相当でない認められるときというのは、被害者参加人が後に証人として出廷することが予定されている場合において、その証言の信用性を確保するために他の証人の尋問が実施される間に被害者参加人が公判期日に出席していることは適当でない、このように判断される場合などが考えられると指摘されています。であれば、これは逆に証人としての出廷が予定されていないときは、当然出席できるということだと思います。ですから、これを援用すれば、公判前整理手続にも、少なくとも証人となる可能性がない場合には出席不可とする理由はないはずです。証言の信用性を得るための被害者および被告人の出席制限は、訴訟指

揮を執る裁判官又は検察官がその都度判断することで調整可能なわけですから、被害者側が被害者参加弁護士も含めて全ての公判前整理手続に出席できないとする理由は見当たらないと思います。

法務省がもう一つ出席不要とする理由に挙げているのが、検察官との十分なコミュニケーションを取れば良い、要望があれば検察官が状況を説明し、相当と認めるときには証拠の取調べ請求等を行うことも可能であるとも答えられています。しかし、私は検察官が被害者参加人と十分な意思疎通を図る、それはもちろん大切ですが、間接的に説明するという困難さも指摘されており、これで参加不要になる、制度矛盾の解消ができるとは到底考えられないと思います。なぜかと言うと、検察官はその職務として「公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う」（検察庁法第4条）のですから、被害者等と一体の刑事手続「当事者」とはなれないからであり、それを検察官の資質や裁量に委ねることもできないと考えるからです。

実例を二つ挙げたいと思います。いずれも北海道の実例です。危険運転致死罪で息子さんを失った遺族の裁判ですが、検察官が大変丁寧な対応をされました。しかし、それでもその被害者遺族は裁判のことを振り返って、「やはり直接参加できない被害者は、お客さんのようだった」と述懐して、制度の不備を指摘しておりました。

もう一件も、札幌で起きた事件です。これはちょうど一昨日控訴審の判決が出まして、殺人・強姦致死の被告人に無期懲役の判決が下されたという事件です。その事件の一審が行われた昨年11月、北海道の地元新聞が特集記事を出しました。その記事は大きく、「蚊帳の外、公判前に関与できず」という見出しで被害者遺族の思いを載せたのです。私はこの事件が気になって一昨日も直接電話でお話をする機会を得たのですが、娘さんを亡くした御遺族は、公判前整理手続が行われた2年間、起訴後の経過、それから長期化の理由、これらについて詳しく知らされなかったという思いを持っているわけです。一方加害者は精神鑑定を受けるなど手厚く扱われた。それなのに被害者側は蚊帳の外だった。「置いてきぼりにされた」という感想を述べておりました。

このケースも、検察官はきっと一生懸命弁護士さんを通してコミュニケーションを取っていたのだと思います。しかし、当事者の受け止めとはこういう大きなギャップを生むのです。制度矛盾の典型例であると思います。

るる申し上げましたが、この点の見直し改善がなければ、やはり結果として従来からの被告人の権利は丁寧に尊重される一方、被害者側の権利回復については不十分なままになってしまうと思っています。この点での法改正を強く求めます。

第4回会議（2013年7月25日）発言（「第4回議事録」 p13、p43～45）

〈p13〉

テーマ「5 心情等の意見陳述制度」の「○被害者参加人に心情等の意見陳述を利用できないものとするべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

私からは、心情意見陳述の制限はすべきでないという意見を述べたいと思います。感想も含めてで

すが、私は昨年2月、札幌地裁での北海道交通事故被害者の会の会員の方が被害者参加した裁判を傍聴して、次のような報告を自分のホームページに書きました。「裁判員が見守る中、亡き息子さんに代わって御両親が代理人弁護士とともに入廷し、そして、真実の言葉で陳述し、意見し、求刑しました。それは自己保身のために説明を二転三転させている虚偽の被告人供述によって支配・混乱させられそうなそれまでの法廷に、確かな真実の光をもたらすものでした。」と。私は10年以上にわたり多くの会員等の裁判傍聴を続けておりますが、こういう印象は、意見陳述ができるようになってからいつも感じる法廷の空気です。もちろんそれは、平成19年改正の被害者参加制度以降顕著になっていきます。やはりこれまでは、被告人のうその供述が言いつばなしで、その検証が困難という面があったと言わざるを得ないと思います。時には不実の裁判もあったというふうに感じています。真実に基づく公正な裁判に近づかせるために、やはり意見陳述制度等の存在意義は非常に大きいということを改めて実感しているところです。

その被害者参加の形態は、心情等の意見陳述と、被害者の証人尋問、被害者論告の三つありますが、適用場面はそれぞれ異なり、意義も違うと理解していますから、今後も必要不可欠であると考えます。心情意見陳述というのは、被害者の心情その他事件に関する思いそのままを主體的に裁判所に伝え、この点が証拠になるという意義があるものです。それに対して、被害者の証人尋問は、犯罪事実の立証を目的とするもので、検察官の質問に対して答えますから、検察官が立証に必要と判断する範囲でのやり取りとなりますので、被害者の思いそのままを伝えるという心情意見とは異なります。もしそこで重複ということになれば、裁判所が第292条の2第7項で制限できるわけです。三つ目の被害者論告は、証拠とはなりません、裁判の総まとめとして心情のみならず法令適用、犯罪事実についても言及できるという点でやはり意見陳述とは違う、そういうふうには私は理解しています。

一くくりに「思い」を述べる場と言われますが、その「思い」というのは「心情」であり、「事実」であり、「法令の適用」問題であるわけですから、それぞれを述べる場として、二つの制度で三種の形態が用意されているのであって、同じことをやっているわけではありません。実際に多くの被害者等が心情等の意見陳述を必要とし、その意義を実感しているということ、それが司法への信頼に直結しているということについて、私は3月の第2回意見交換会の中でも紹介させていただきましたが、諸澤教授を代表者とする研究報告書のデータにもそのことが示されていると思っています。

反対尋問の機会が保障されていないということを今言われましたが、意見陳述に現れた心情を証拠としてどの程度重視するかは、裁判所の自由心証に委ねられているわけですから、これも制度自体を否定することにはならないと考えます。

〈第4回 p43〉

テーマ「7 控訴審における被害者参加」の「○ 控訴審における被害者参加人の事実又は法律の適用についての意見陳述及びそれを前提にした訴訟活動を認めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

被害者参加の意義というのは控訴審においても変わりがなく、むしろ一審で明らかになった疑問や問題点があるわけですから、当事者としてはより切実に参加を求める、そういう問題だと思っています。

しかし、この意義が軽視されて意見陳述等の機会が与えられなかったという実例がありました。も

ちろん逆に、きちんと認められたという例も聞いておりますので、今、武内委員から説明がありましたが、裁判所の考え方一つで、被害者参加制度の意義を認めないというような、裁判官によっては被害者参加を拒否できるということでは困りますので、私は法改正をすべきだという意見を持っています。第292条の2、第316条の38の意見陳述等については、控訴審においても認めることが原則であって、不許可は例外的なケースに限るという旨を明記すべきと考えています。

その参加が拒否された事例についてお話します。「北海道交通事故被害者の会」の会報誌第41号で報告していますが、住宅街で時速約100キロという悪質危険な運転行為によって母親を奪われたという事件です。起訴状には「制限速度30キロの住宅街で、一時停止標識も無視し、交差点を時速約90ないし98キロで進行した過失」と記載されている事件で、一審の検察官論告では、そのような運転をした理由について、パトカーの追跡を振り切るためだったということを指摘しているのです。しかし、冒頭陳述では、このことに言及せず、被告人質問でも質問はされませんでした。しかし、残された家族にしてみれば、なぜ住宅街の狭い道路を深夜90キロを超える速度で走行したのか、これはどうしても知りたいわけです。それで、被害者参加弁護士が、パトカーに気付かなかったという弁解の不自然さについて客観的状況の一つずつ確認しながらその矛盾を明らかにするという質問をしたのです。

このように、被害者であれば当然知りたい事実なのですが、検察官にとってはそこまで立証出来なくても有罪はとれるから質問はしない、というような温度差があるわけです。この温度差を縮めるということも被害者参加の意義なのです。

一審の結果ですが、判決文で「被告人の弁解は不自然」である、「釈然としない」という指摘がなされました。これは正に被害者参加の取組の成果です。しかし、パトカー追跡の件は事実としての認定には至りませんでした。それで、遺族の息子さんと娘さんは更に疑念を深め、被告人はうそを言っているのではないかという疑念を解明し、そのことを量刑判断に正しく反映してほしいという願いを持って控訴を提起し、被告人質問と意見陳述の申立てをしたわけです。

控訴審に、娘さんは勤務地が東京だったのですが当時自費で、意見陳述の原稿を用意して札幌高裁に駆けつけました。しかし、控訴審では開廷直後に裁判官の合議が行われ、詳しい説明もないまま意見陳述等が全て却下され、ものの5分ぐらいで終わるといって、そんな控訴審だったわけです。今、その御遺族は、当然にも裁判所へあるいは司法への深い失望と不信を抱いています。しかし、真相を明らかにしなくてはということで、民事裁判を自らたたかっているわけです。

この実例を通して、私たち被害の当事者は、いわゆる公訴事実に記載された事実だけでなく、犯行に至る経緯や動機について誰よりも重大な関心を持っています。なぜあんな運転をしたのかという質問すらできないで審理が終わってしまったのでは、有罪になったとしても、被告人が適正に裁かれたとは思えず、その無念さを一層募らせることになるのです。犯罪被害者等基本法では、「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」が明記されているわけですから、それを実質化するためにも、大事なことは手続的公正さが保障されなくてはならない、そのためにも控訴審での被害者参加の機会が奪われることがないように法改正が必要であると考えます。

第5回会議（2013年10月3日）発言（「第5回議事録」 p8、14、21、23）

〈P8〉

テーマ「8 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）」の「○ 被害者と被害者参加弁護士との関係」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

当事者である被害者の立場から意見、感想を述べたいと思います。結論を言いますと、被害者参加を望む被害者が自分の言葉で質問し、意見を述べるということは、被害者の回復という御指摘も当たってはおり、それにも深く関わるのですが、法廷に真実をもたらすためにこそ必要だということを私は一番強く感じているということです。高橋弁護士、それから熊谷理事が本当に被害者の立場を十分把握して、被害者と弁護士の立場がどうあらねばならないかの指摘をされたことは、本当に私はそのとおりで、的を射ていると思っています。大変心強く感じられる御指摘です。何より、被害当事者の気持ちに寄り添って、時間を掛けて丁寧にサポートし、可能な限り法廷で被害者自身が生の声で陳述し、質問し、意見するための手助けをする。そのことによってこそ、この被害者参加制度の趣旨はいかされると思っています。

一つこのような指摘もほかの被害者団体からありました。昨年7月のヒアリングの中での全国交通事故遺族の会の方の発言です。被害者参加したけれども、弁護士主導で進めてしまったために、裁判の進行状況が十分に把握できないまま終わってしまった。出来レースのように感じてしまった方がいるという事例報告がありました。そうであっても、この被害者参加の趣旨は生かされないと思っています。生の声で被害者自身が質問をし、意見を述べるということについて、自分のことも少し言いたいのですが、理不尽に通じ魔殺人的に我が子を奪われた親にとって、その心情や状況を言い表す言葉が自分でも見付けられないのです。それは18年たった今も同じです。ですから、ほかの人が代わってということはまずできないということを私は強く感じています。文章で書けばいいということではない。代読すれば済むということでも、代わって聞けばいいということでもないということを私は述べたいわけです。

もちろん被害者にも様々な事情があるわけですから、自分ではできないというケースもあるわけで、そういう場合には、それに代わる方法が採られるわけですが、まずは冒頭に言いましたように、法廷に真実をもたらすために、被害者自身の生の声で陳述し、質問するということが一番大事で、被害者参加弁護士はそれをサポートしていただきたいと強く思います。

〈第5回 P14〉

テーマ「8 被害者参加弁護士の在り方」の「○ 国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

今、高橋弁護士、武内弁護士が指摘された複数人選定ということは、被害の当事者としても大変重要な問題で、是非お願いしたいということで意見を述べたいと思います。

これについては、北海道で被害者参加弁護士として多数の事例を手掛けている弁護士からも、次の

ようなことがあると言われております。裁判員裁判に付されたある裁判のケースでは、連日開廷ということで10日間開廷されることになったのですが、裁判所の方に事情を丁寧に書いて、複数選定を希望するという上申書を出したそうです。しかし、これが認められなかったということで、札幌弁護士会の被害者支援委員会の論議の中では、「このケースで認められないのであれば、事実上どんな事件でも駄目なのではないか。」という声が上がっていたそうです。またほかの事例では、どうしても2名は必要だということで希望を出したのですが、裁判所から否定されて、やむなく、では1名を国選で選んでいただき、もう1名は私選でボランティアで付きたいと希望を出したそうです。そうしましたら裁判所の方が、私選で付くなら国選は付けられないということで、結局、私選2名が無償、ボランティアで付いたという事例もあるということです。

これについては、被告人の弁護人については複数選任がなされ、それが一般的であるにもかかわらず、この「差」はどうしたことかと。どうも現場の裁判官の意識の中に、被害者が参加することは、裁判に必要ではない、そんなことに予算は使えないとか、被害者が参加すると、裁判がスムーズに進行しなくなるから、できるだけ被害者の発言や活動は少ない方がいい、飽くまでも裁判というのは、検察と被告人プラス弁護人、それと裁判所、この三者で行うもので、被害者はいなくてもいいというような被害者と被害者参加弁護士の活動を軽視する考えが根底にあるのではないか。そのあたり、基本法の理念が裁判所にまだ浸透していないのかなという懸念があるとの指摘がされています。

もう一つ、実際的な問題として、こういうことも指摘されています。弁護士事務所にとって連日開廷で一週間事務所を空けるということは、その期間ほかの仕事を全くしないということになるので極めて大変だということです。その場合には、何か月も前から仕事が受けられないということになります。ですので、委任する被害者の立場からすると、複数選任が認められないと被害者参加弁護士のなり手がなくなることになって、私たちの権利が行使できない、そういうことでは大変困ると私は思っています。最高裁からの通達など運用で、このことは是非早急に改善し、認めていただきたいと思っています。そうでなければ、被害者は突然降りかかった被害の事態に、本当に初めて関わる裁判や法廷の手続なわけです。不安一杯の中で、ようやく裁判参加しようと思いついたときに、受けてくれる弁護士がいなくて立つ瀬がないわけです。そういうことで大変心配しておりますので、是非運用で改善していただきたいと思っています。

〈第5回 P21〉

テーマ「9 その他」の「○ 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方 ・ 検察における被害者参加制度等の説明（刑事訴訟法第316条の35の説明を含む）の在り方（被害者参加人と検察官の関係の在り方）」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

今、パンフレットの説明を受けましたので、それについても少し意見を述べたいと思います。私たち交通事故被害者の会の会員の中で、意見陳述をしたが、被害者参加はしなかったという会員がいて、刑事裁判が終わってから聞きましたら、被害者参加制度があることを知らなかったと言われておりました。やはりそういう事例というのは皆無になるべきだと思っています。あともう一つは、第一回で配られました法務省のアンケート結果を改めて見たのですが、被害者参加はしたが証人への質問をしなかったとか、意見陳述をしなかったとかの項目で、なぜしなかったのかの理由に、「知らなかった」

というのが約2割あるのですね。強い思いがあり、そして思い切って被害者参加を決断したにもかかわらず、何ができるかということを知らなかったという被害者がいるというのが実情なわけです。ですから、本当に丁寧に時間を掛けて制度の説明を求めたいと思います。それでパンフレットについてですが、改めて見まして、被害者参加という制度の根幹に関わる変更が、このパンフレットの中では少し後の方で並列的に書かれているので、もう少し配慮していただきたいと感じています。今、説明のあった被害者参加制度についてですけれども、公判段階での被害者支援という項目の中で、10項目あるうちの7項目めに書かれているのです。被害者参加ができるのだという観点からどういうことができるか、どういう支援があるかを見れば、また少し違うと思うのですが、そういうめり張りがなく、権利であるのに、順番で言うと、付随する支援の内容のように見えるので、その辺の配慮も是非していただいて、先ほど来言っていますけれども、裁判や法律に疎いのが当たり前の被害者が、本当に大変な中で被害者参加するかどうかという判断をするわけですから、そこに至るまでに本当に丁寧な時間を掛けた説明をお願いしたいと思います。

〈第5回 P23〉

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

これについて、実際にそういう立場になった被害遺族からの話も聞いているのですが、本当に丁寧に検察官から権限行使について説明された、しかし自分はやはり蚊帳の外だったのかなという印象を持たざるを得なかったと述懐しております。公判前整理手続に付された事件について、検察官が間に立って、今進めている手続を説明し、被害者から意見を聞いて、それをまた検討し調整するということは、本当に大変だと思うのです。それでもやっていただかなければならないのですが、やはり制度の根幹の問題、その公判前整理手続に被害者あるいは被害者参加弁護士が参加できないということがやはり大きなネックになっているということを是非御理解願いたいと思います。その改善があれば、期日の設定についても、そこでもっと意見を聞いてできるわけですし、何か我田引水的ですが、公判前整理手続の参加問題というのは大変大きいということをこの場でも強調しておきたいと思います。

第6回会議（2013年11月11日）発言（「第6回議事録」p7～9）

テーマ「第2の1 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方に」の「○ 第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」、および「○ 被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか」について

○前田被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

犯罪被害者の尊厳と権利回復のための課題というのは本当に多岐にわたりますが、私が最重視する課題というのは二つありまして、一つは、第3回の意見交換会でテーマになった公判前整理手続の被害者参加問題、もう一つがこの証拠等の開示の問題なのです。どちらも平成19年刑訴法改正による根本的な転換、刑事司法は被害者のためにもあるということを実質化するために不可欠な課題ですので私は重視をしています。

証拠等の開示の問題がなぜ重要かと言いますと、当然ながら、被害者参加の前提条件であるという

ことです。それから、被害者等にとっては知る権利というのが極めて基本的な権利でありながら、現時点で十分に認められていないという実態もあるからです。

このことについて、まず送検前の問題から述べさせていただきます。起訴、不起訴に関わる捜査段階で、実況見分調書、供述調書、鑑定報告書などを、当事者の求めに応じて早期に開示していただきたい。そのことは私たち10年以上前から強く求めている要望なわけです。それで、お手元の配布資料、交通事故の被害者団体が法務大臣宛てに提出した二つの要望書を参照して御理解願いたいわけです。

これは、被害者参加制度ができ、その施行前、平成20年7月のものです。一つの団体として「交通事故調書の開示を求める会」がありますが、私は今もその事務局の一員でありまして、この要望項目に特化して作られた、といいますかその切実性から作らざるを得なかった団体です。この文書にありますように、被害者連絡制度等が実施された平成12年度以降の死亡事件に限っても、約8割の遺族が「捜査情報の非開示によって実際に不公正、不利益を被った」と回答する、こんなアンケート結果が出ているのです。取り分け交通犯罪の多くは「事故だから」と軽く扱われ、「死人に口なし」の加害者供述に偏重した捜査で済まされているという例が今もあるわけです。交通犯罪の場合、死者に過失を押し付けられ、えん冤罪を生むという現実もあります。私たち北海道交通事故被害者の会の会員にも、4年前の事件なのですが、被害に遭われた亡き息子さんのこのようなえん冤罪を晴らすために民事裁判を提起して今現在闘っている御遺族がおられます。この方は真相の解明を求めて検察審査会への申立てを予定しています。

このように、被害者遺族に調書等の開示がされないことも一因となって不公正を被る、加害者が起訴されない、こういうケースも実態として大変多いわけです。これは平成22年のデータですけれども、一般刑法犯の起訴率が42.5パーセントであるのに対して、自動車運転過失致死傷等の送検事案に対する起訴率は9.5パーセント、一割以下という実態があります。捜査段階早期の被害者等への調書開示がなければ、その先の被害者参加の権利の実質化はおぼつかない、そういう実態があるわけです。

以前にも強調しましたが、被害者遺族は、何よりも、故人の名誉と命の尊厳のために、まず事件の原因など真相を知りたいと願うわけです。なぜ被害に遭わなくてはならなかったのか、どのようにして被害に遭ったのかを知り、そして真実に基づく厳正な裁きを求めるわけです。大変つらいのですが、そのことなしに次への一歩が進めません。と言いましても、残された私たちにとってみれば、もはや回復ということはあり得ない。「希望」ということも私たちにとっては死んだ言葉なのです。そうした中で次の一歩も踏み出せないというのが現実です。

捜査機関からの情報提供は、配慮とか運用ではなく、犯罪被害者等の権利として規定し、捜査の支障を理由とする制限は飽くまで限定的に捉えるべきと考えています。加えて、真実発見という刑事訴訟法の目的、これに被害者自らが協力して公正捜査に寄与する、このためにも捜査段階での調書等の開示が重要であると思っています。このことは、昨年7月の法務省で実施された被害者団体ヒアリングにおいても、複数の団体から強調して述べられています。

これまで被害の当事者に対して開示を認めない根拠として、刑事訴訟法第47条の規定が挙げられてきました。しかし、そもそもその公開の禁止というのは、不特定多数の一般の人に開示してはならないということを意味するのであって、被害者等は訴訟関係人なわけです。そのことが法律上もようやく確立されたわけですから、刑事訴訟法第47条を理由として開示しないということは極めておか

しいわけですが。これまでの不当であった原則と例外を逆転させて、被害者から開示要求があった場合、濫用を防ぐ手立てをとりながら原則開示としなければならないと思います。

ですから、公判前の証拠等の閲覧・謄写についても、通達という運用で限定的に認められるべき性質のものではないと思います。明文化すべきであり、そのことを求めたいと思います。そうでなければ原則と例外が逆転した状態が今後も続いてしまいます。

実際にも、運用であることによって、証拠書類等を公判前に見せてもらえず大変不満が残ったという例が昨年7月の被害者団体ヒアリングの中でも指摘されております。ですから、運用という限定的な扱いによって、一件でも知ることができなかったという例があるなら、それは改善しなくてはならないと思います。それは、被害者参加の前提となることであり、知ることによって被害者参加を希望するというケースも当然あるからです。

もう一つ、謄写についてですが、北海道交通事故被害者の会の会員で被害者参加をした遺族も次のように指摘しています。交通事故というのは大変複雑です。謄写された調書をじっくり読んで初めて公判の中身と重要性が分かった、自分が被害者参加する意義も改めて分かったと。検察からの説明だけでは、一生懸命説明されてもなかなか理解できないところがあったと述べて、閲覧だけでなく謄写の必要性を強く訴えております。

結論的に申しますが、当事者としての知る権利、これが刑事訴訟法第47条によって制限されることがあってはならない、そのために明文化すべきと思います。そのことは、起訴、不起訴を決める捜査段階早期のそれも含まれる。起訴後においては、被害者参加を許可された事件に限定することなくこれは認められるべきである、このことを私たちは強く願っています。

以上です。

第7回会議（2013年12月10日）発言（「第7回議事録」p1～5、p25）

〈p1～5〉

テーマ「第2 被害者参加制度以外のもの」の「3 損害賠償命令制度」の「○自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

損害賠償命令制度の対象犯罪として交通犯罪、刑法第211条などの過失により人を死傷させた犯罪を除外していることは、正しくないと思います。

この制度は何のために作られたのかという理念と、被害者の実情、両方に合っていないと考えるからです。言うまでもないのですが、これが作られた大本は、基本法第12条のいう「犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助」と「刑事に関する手続との有機的な連携」の二つです。基本計画でもそのことが位置づけられ、この貴重な法改正につながりました。

これまでは次のようなことが横行していました。刑事裁判で加害者が情状酌量を得るために「償います。」と言明していたが、民事になると一転して被害者側の過失を主張する。そのことで被害者遺族や被害者が一層ひどく傷付けられるというケースです。刑事裁判との有機的な連携が図られる本制度によって、このような被害者の負担が軽減されることになったわけです。

しかし、交通犯罪の一部は除外されました。このことは基本法第3条の理念、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が置かれている状況その他事情に応じて適切に講ぜられる」に反します。

これが検討されたときの法制審議会の論議を踏まえて意見を言いたいと思います。これは第2回の議事録というふうに覚えているのですが、公判請求の事件が増えてきたので、被害回復を一番に図る必要性の高い罪種に絞るべきだと言われて除外されたわけです。私はそこに一つ問題があると思っています。裁判所の都合と言いますか、効率性が理由とされているのはおかしいと思うわけです。

もう一つ。今の問題と関連しますが、故意犯によって死傷させられた場合には、身体的・精神的にも疲弊するから、民事裁判を提起するのは困難である。逆にいうと、過失による交通犯罪の場合にはそうでなく、身体的・精神的な疲弊は軽くて、民事裁判を提起する元気がある、だから対象から外すという論立てになるわけです。そこが違うと思います。私の娘が被害者となった事件は、過失事件と言われる、前方不注意による死亡事件であったわけですが、それは違うということを声を大にして言いたいのです。

被害者というのは、故意か過失か、その罪種にかかわらず、相手の不法行為が原因で一方的に命などを奪われているのです。被害者等は当然ながら、同じように身体的・精神的に疲弊するわけです。そのことは少しの想像力を働かせれば分かっていただけだと思います。殺人事件でも過失とくられる交通犯罪による死亡事件でも悲嘆に差はなく、民事裁判を提起すること自体が大変困難なわけです。

当時の議事録を見ましたら、もう一つありますね。裁判の実態に着目して交通犯罪は除外すべきであると。その「実態」というのは、故意犯は加害行為の態様が争点になる、過失犯というのはそうではなくて、過失割合あるいは後遺障害の程度が争点になる。だからということですが、ここにも犯罪被害者、取り分け交通犯罪被害者に対する無理解といいますか、偏見が垣間見られるわけです。特に交通犯罪の場合、「麻痺した車優先社会」と私は呼んでいますが、「加害者天国」という実態もあります。そういう中で、ある程度の被害は仕方がない、悪質犯罪でないのだから、起きてしまったら損害賠償をすれば済むのだ、今の整備された保険制度による賠償で慰謝されるのだ、このような捉え方が世間一般にあります。結果として尊い命が軽視されているわけです。

当事者の思い、実情は全く違います。私たちの多くは「被害者遺族にとっては、刑事裁判が全てなのだ」と言います。事件が刑事裁判で真実に基づいて公正に裁かれることを一番に願うのです。賠償も求めますが、命は決して金銭であげなれない。その複雑な間に置かれるわけです。私の場合もそうでした。私が民事裁判を行ったのは、刑事裁判で明らかになっていない事実を明らかにするためでした。保険会社から娘に5パーセントの過失があると言われたことを正すためです。その思いというのはみんな共通なのです。

一つ例を挙げますと、これは第4回の意見交換会で事例として挙げた1年半ほど前の旭川の事件です。制限速度時速30キロメートルの住宅街を時速100キロメートル近い危険速度で衝突されて亡くなったわけです。遺族が民事裁判を起している理由はただ一つです。パトカーの追跡を免れるためにそういう危険速度で走行したという事故態様を加害者が否定しているために、そのことを明らかにするために民事を今やっているのです。刑事裁判で事実がつまびらかにされていれば、民事裁判はしないわけです。する余力も元気もないわけです。

ですから、故意犯は加害行為の態様が争点になる、過失犯は過失割合が争点になる、こういう区分けは正しくありません。数の上でも対象事例は少なくありません。損害賠償命令制度の対象になる危険運転致死の公判請求される件数は、平成24年のデータで28件ですが、自動車運転過失致死での公判請求数はその約60倍の1,699件もあり、その中に先ほど挙げた事件のように危険運転に極めて近い事例もたくさんあるわけです。そういう事例の多くは過失割合は問題にならないわけです。にもかかわらず損害賠償命令制度の対象から外されるということの矛盾の大きさを理解していただきたい。

議事録の中には、それに続けて、その対象にすれば簡易迅速ということが実現しないということも理由として挙げられています。私は、全体を通して効率化と簡易迅速化が一人歩きしているような感じを受けています。制度の趣旨自体は、一方的に犯罪被害を受けた被害者の実情を踏まえて、被害者の負担を減らすことが目的のはずですのに、裁判の効率や簡易迅速イコール負担軽減というふうに捉えられているように思うのですが、そうではない。刑事裁判の審理結果を利用するという有機的な連携によって被害者等は負担軽減されるわけです。それが制度の趣旨だと思います。もちろん、損害賠償命令制度を使うかどうかは被害の当事者が選べるわけですから、その意味も含めて被害者の権利行使の道を閉ざすべきではない。そういう意味で、正しく交通犯罪等過失事件も含めるべきと考えます。

取りあえず。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

付け加えていいですか。今の高橋弁護士の発言とも関連しますが、法制審の第6回会議の中では事務局の最終的な見解が出されていたようですので、そこについても付け加えておきたいと思えます。

見解は三つありまして、過失割合が争点になるような事案では、刑事裁判の迅速を阻害するということが一つありました。しかし、迅速ということが理由とされるのはおかしいし、被害者はそれを望んでいないわけです。刑事裁判で事実、態様を明らかにしてほしいということが一番の願いですから。加害責任を明らかにすることは、裁判所の責務であり、過失割合という例は少ないと思えますが、そういう場合であっても時間が掛かるからということで門戸を閉ざす理由にはならないと考えます。

二つ目として、交通事故は専門的知識を必要とすることが多いということが挙げられていますが、これについても、ほかの事案は専門的知識を必要としないのかとなるとそうではないと思えますし、そこはおかしいです。続けて、保険会社を含めて解決を図る必要があっても、簡易迅速の趣旨にそぐわないとあります。「解決」ということは被害者にとってもはやはり得ないのですが、その解決にしても、私たちは保険会社に関与することによって解決が遠ざけられていると実感しているわけです。私たち北海道の会でもいろいろな関係機関に要望書を出していますが、その中では、民間の保険会社に関与した賠償制度はなくすべきで、国が管轄している自動車賠償責任保険に一本化すべきということを10年以上前から要望しているのです。営利目的の保険会社に関与することによって非常に苦しめられているというのが私たちの実情なのです。

それから、保険会社に関連するから、簡易迅速の趣旨にそぐわないということによって、これは今も刑事の審理終結前に民事が提起されて、両方で並行して行われるということがあられるわけですか

ら、それは問題にならないということは論議の中に出てきたということを知っています。

三つ目は、今、高橋弁護士も言われましたが、民事への移行が常態化するのであれば、制度の在り方として問題だと当時事務当局で言われています。しかし、違うと思います。移行があっても、刑事裁判で出された証拠等がそのまま使えるわけですから、有機的連携は残るし、被害者にとっての負担が減るというメリットは十分あるわけです。ですから、私は第6回会議で出された「だから除く」という3点の論拠は薄いと考えます。

もう一点は少し別な観点から。冒頭言われた新法、自動車運転死傷行為処罰法が来年5月までに施行されますが、これとの関連です。これまで、危険運転等が損害賠償命令制度の対象になって、過失運転との間があったわけですが、それを埋める法律ができたわけです。私はそこを画然と線を引くことは難しいし分けるべきではないと思っています。

私たちは自動車運転についての法律を一本化すべきだということを10年以上前から要望していましたので、そのことが今回実現し、一つにまとめられたことは大変意義が大きいと思っています。自動車運転の場合、ここまでの故意犯で、ここから過失だと分けることは難しいと思うのです。飲酒運転をしたとしても、それで人を轢こうとは思っていないわけですから。私はこの矛盾について、意思責任を問うて、結果責任を軽く見る近代刑法、今の刑法体系の根底に問題があると考えています。自動車運転死傷行為処罰法という一つの法律になりましたので、その中でこの損害賠償命令制度の対象となる罪とそうでない罪とを分けるということに、今後は更に無理が生じると考えますので、その意味でも、これを機に過失致死傷事件まで含めることが妥当だと思います。

〈第7回 p 25〉

テーマ「第2 被害者参加制度以外のもの」の「4 その他」の「○裁判所における被害者対応の在り方（遺影のバー内への持ち込みを認めるべきか）について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

最初の二つについて特に意見を言いたいと思います。

動線の工夫については、当然やっていただきたいということで、これは多く言わなくてもいいと思います。

遺影の持ち込みですけれども、私の体験からも是非御理解願いたいのです。1996年の刑事裁判の法廷で娘の遺影を傍聴席へ持っていきましたが、裁判が始まらない。少し時間がたって、裁判所から「遺影があるから始まらないのだ。」ということ廊下で指導されて、それを収めたのです。それが96年でした。その後、高橋弁護士から話がありましたように、傍聴席で認められるようになり、これは当然のことだと私は喜んだわけです。

そして、被害者参加制度が認められ、刑事裁判が被害者のためにもあるのだということで変わったわけですね。それで私は、被害者参加人の席に遺影を持ち込むことは当然できるものだ、認められているものだ勝手に思っていたのですが、そうではないということを知ってびっくりしたというのがつい最近なのです。先ほど言いましたように、刑事裁判がそれまでと違って、被害者のためにもあると対等に認められたわけですから、私は当然認められるべきだと思います。

加害者は自分の罪を軽くしたいわけですから、必ずと言っていいほどそれを言うわけです。それは間違いないです。全員ではないですけれども、大勢は事実を隠して自分をかばうわけです、当然のことで

すね。そこにうそがあるわけです。私は前に「法廷に真実の光をもたらす」と言う言葉を使いましたが、遺族に加え、本人の遺影が法廷に存在することで、加害者にも恐らく良心があるでしょう、そこで法廷の空気が変わると感じていますし、それが真実だと思います。ですから、この機会にそれが当然であるというふうにさせていただきたいと強く思います。

第8回会議（2014年2月5日）発言（「第8回議事録」p5、p15）

※この会議から各論点についての2巡目論議に入る

〈p5〉

「2巡目論議に当たって」

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

私の方からも二巡目の論議に当たって、少し違った視点から補足的に述べさせていただきたいと思います。

これまでの刑事司法に足らざるところがあって改正されたのが、今回の被害者参加制度であると思います。この制度を成熟・純化させるための論議が、この意見交換会の目的であると考えて私は参加しましたし、今もその思いを強くしているところです。決して足踏みをしたり、後戻りをしてはならないと思います。

この制度を考える原点は基本法及び政府の基本計画にあると思うのですが、1点だけ述べたいのです。第一次の基本計画Ⅲの重点事項③に、刑事司法の目的は社会秩序の維持に加え、犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を要する。そのことを認識して手続が進められるべきであるということが書かれているわけです。そこに、付け加えて「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」という文言もありました。

この「社会秩序の維持」と「被害者等の権利回復」との連関について一言、当事者として述べたいと思います。

社会秩序として、犯罪行為の未然防止を図る。これは大変大切なことだと思います。犯罪行為を憎み、決して許さない。そういう意識がしっかり根付いている社会。私は「社会正義」と言っても良いと思いますが、この社会正義には被害者の視点が貫かれていなければならない。私は被害者遺族となり、そのことを強く思い知らされています。交通犯罪に対する社会の対応もそうですが、日本の社会では、被害者に何も過失がない場合においても、何か落ち度や原因があったから被害に遭ったのではないか、そういう偏見で見る風潮が根強く残っていると思います。裏を返すと、加害者の犯罪行為に寛容なわけです。望んで被害者になったわけでもないのに、被害者側と加害者側とを対等に論じる風潮も正に不条理と思っています。

こうした偏見と風潮を取り除くためにも、被害者の視点が貫かれなければなりません。これまで、被害者の側から物事を見るということによって、それまで犯罪行為と見られなかった行為が、新たに犯罪としてきちんと位置付けられた。そういうものがあるわけです。十数年前まで犯罪として認められていなかったストーカー行為、DV、児童虐待、などがそうです。

私は、亡き長女の犠牲を無駄にしないために、「被害者の視点が社会正義につながる」ということを座右の銘にして生活しておりますが、そのためにどうするか。やはり被害者自身が真の権利主

体となり、その実情や思いを語り伝えなければならないわけです。法律制度の改正も含め、社会に発信し求めなくてはならない。しかし、この語り・発信するという勇気や力を、私たち被害者の多くは持ち得ていません。絶望感にさいなまれ、世間との隔絶を余儀なくされて、生きることだけで精一杯。すさまじい二次被害も後を絶たないのです。幾ら懸命に活動をやって成果が表れても、報告すべきその人がこの世にいないわけです。

これが現実ですから、一番重要な刑事司法において、被害者等の尊厳が踏みにじられては、私たちに生きる力そして社会に発信する勇気も完全に萎えてしまいます。その意味でも、被害者等の尊厳回復と刑事司法への信頼に大きく関わる今回の被害者参加制度の充実は非常に重要である。そのことをいま一度強調しておきたいと思います。

被害者参加制度は、緒に就いたばかりです。戸惑いも多々あると思います。しかし、制度が意識を変え、意識がまた更に制度を変えていく。このプラスのサイクルによって社会正義が真に実現する方向に向かのだと思います。被害者参加の意義が社会全体に根をおろすために、更なる努力と時間が必要であると思います。そのために、成熟・純化に寄与する論議にしたいと思いますし、していただきたいと願います。感想めいた発言ですが、以上です。

〈第8回 p15〉

〈2巡目〉テーマ「4 公判前整理手続と被害者参加制度」の「○ 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 当事者として、この課題、公判前整理手続の参加問題というのは大変重視しておりますので、今の発言とも絡めて発言したいと思います。

裁判所、それから検察の努力はそれは本当に多々認めておりますが、やはり制度上の矛盾は否めないと私は思っています。刑事訴訟法第292条のただし書にあるように、本来、公開で行われるべき手続の一部が公判前整理手続で行われるわけです。そこに新たな訴訟当事者である被害者参加人が立ち会えないというのは、不合理だと思います。ですから検察との連携を本当に幾ら丁寧にやっても、それでもなおかつ「私たちはお客さんのようだった。」という感想を実際の被害当事者から聞いているわけです。ですから例外的に参加できないケースは認めますので、それは良いのですが、原則参加できる、出席できるというふうに、これは改正が必要と考えます。

実はそういう必要性を改めて感じた体験といいますか、裁判傍聴をつい最近してきました。当会への相談を受けて、第1回公判、これは裁判員裁判ではありませんが、これを傍聴したわけです。昨年起きた事件で、対向車線の中央線をはみ出して向かってきた相手の車に正面衝突させられ、即死されたという事案です。遺族になった奥さんは、被害者参加はしていなかったのですが、公判では意見陳述したいということで相談がありました。

そうしますと、第1回公判の直前になって、加害者側から突然、「過失致傷罪は認めるけれども、致死罪は認めない。死に至ったのは亡くなった方の心臓に持病があったため、健康な心臓であれば死に至らなかった。」という主張をしてきたのです。被害者は解剖もされており、胸骨等が折れて、死因は心臓挫傷とはっきりしているにもかかわらずです。遺族は本当に大きな衝撃を受けて、もう大変なショックなのですが、しかし、その第1回公判を傍聴していますから、これからいろいろ

る鑑定とかがあって、数か月掛かるということも分かりましたので、今後の公判にどう対処するかということこれから検討できるわけです。アドバイスもできましたので、恐らく信頼できる弁護士を頼んで、被害者参加の手続を採るでしょう。

翻って考えてみて下さい。これが、公判前整理手続の中で被害者が参加、立ち会えない中で行われたらどうかということなのです。そういうケースがあり得るわけです。蓋を開けた第1回公判で、既に被告は参加できる公判前整理手続の中で争点整理が済んでいる。そして、連日開廷となれば、最早なすすべがないわけです。そういう問題を残しているのが、この公判前整理手続の矛盾といえますか、問題であると思います。過去にも北海道で実際にそういう整理手続の中で、被害者側が預かり知らないところで、被告人の都合のいいように争点整理されたことが、公判になってはつきりし、しかしそのときはもうどうすることもできなかったという実例がありました。それは数は少ないかもしれませんが、決してあってはならない事だと思しますので、そうした弊害をなくすために、制度矛盾の改正を是非考えていただきたい。それが望まれていると、私は思います。

第9回会議（2014年3月14日）発言（「第9回議事録」p4、p10）

〈p4〉

〈2巡目〉テーマ「4 公判前整理手続と被害者参加制度」の「○ 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか」について（前回の続き）

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

私からも、前回の補足的な発言をしたいと思います。

公判前整理手続への被害者参加人の参加ですが、どうしても出席の権利が必要という理由を、一点に絞って強調させていただきたいと思います。それは、重要な争点整理が被害者抜きの手続でなされてしまうことの問題です。検察官を信頼しないというわけではなく、そこには立場上の違い、埋め切れない温度差というものもあるからです。

例えば、「有罪が取れるのであれば、動機の解明にはこだわらない。」という検察官の意向と、「悪質な動機が隠されるなら、犯罪の成立自体は争わない。」という弁護人の意向が合致して、本来は被害者にとって重大な関心のある部分が軽視されてしまう可能性や実際のケースがあるわけです。

実例として、控訴審における被害者参加問題を述べたときにも紹介したのですが、パトカーの追跡から逃れるために危険な運転をしたという、その動機の解明が不問にされそうになったという事例があります。この件は裁判員裁判ではなく、公判前整理手続でもありませんでしたから、被害者参加弁護士が被害者の意向を酌んで、当初、冒頭陳述中にはなかったこの問題を被告人質問という形で取り上げて、実質的な争点にすることができました。

判決内容は不十分でしたが、しかし被害者は検察と共に控訴審まで闘うことができたわけです。ちなみにこの事案では、その後取り組んだ民事裁判の判決が、つい先日3月5日に出されたのですが、その中できっちり、「パトカーの追跡から逃れるためであった。」と正しく認定され、事件の本質、動機の解明がなされたのです。刑事裁判と異なる判断がされたということで、世間も注目し、大きく報道もさ

れました。

御遺族は、「少しは母の仏壇の前でよい報告ができる。」と述べながらも、このような判断がなぜ刑事裁判で出なかったのか。刑事裁判で出してほしかった。控訴審において被害者参加人の意見を聞いてほしかった。そういう無念の思いを改めてかみ締めています。当然の事実認定がなされたわけですが、その一方で、刑事裁判への被害者としての不信感が根強く残ったという事例です。

このように、検察官がさほど重視しない点について、被害者が関心を持ち、それは社会的に見ても正当なものであるということは、しばしば生じるわけです。これは検察官の主張に反する主張をするというわけではなく、検察官の主張の範囲内での主張です。こうした点について、これまでは無視していたことの反省に立って、きちんと被害者の意見も聞くというのが「刑事司法は被害者のためにもある」として、被害者の権利回復のために改正された被害者参加制度の意義であるわけです。

しかし、先ほど述べた例で、仮に公判前整理手続において、パトカーの追跡を逃れるために危険な運転をしたという動機や犯行に至る経緯は主張しないという形で争点整理がなされてしまえば、公判でも、その点に関する質問や主張が制限されてしまうわけです。これでは被害者参加制度の意義は半減します。言わば検察と被告側との暗黙の了解で、被害者にとっての重大な関心事が審理対象から外されてしまうなどというケースが生じ得るのです。そうなったとき、何よりも手続的公正を求める被害者にとって、蚊帳の外だったという疎外感を強く受けるのです。

検察官が、正当な理由があって「本件では動機の解明を主張、立証しない。」というのであれば、堂々と被害者に説明すべきですが、手続に被害者が在席すらできないということになれば、やはり安易な「妥協」を生んでしまいます。

こうした弊害をなくするために、そして、被害者参加制度の目的からも、被害者参加人が公判前整理手続にも参加できる。少なくとも特別な場合を除いて、今の発言にもありましたが、在席を可能にする。そういうことは必須の改善事項であると考えます。

〈第9回 p10〉

〈2巡目〉テーマ「7 控訴審における被害者参加」の「○ 控訴審における被害者参加人の事実又は法律の適用についての意見陳述及びそれを前提にした訴訟活動を認めるべきか」について

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

付け加えて発言させていただきます。

第4回の議論の中で、刑事訴訟法第292条の2の心情の意見陳述について、これは認められるという御発言があったのですが、しかしその中で、「心情の意見陳述は、控訴審で事実の取調べがされた事件に限る。」かのようなニュアンスの御説明もあったわけです。その点は被害者として納得しかねます。

それから今問題になっている刑事訴訟法第316条の38の意見陳述、これについても専門家の方から、「控訴審の構造からは認められない。」という御趣旨の発言がありましたが、これについても理解しかねる点があります。

そこで、この二つの意見陳述制度について、被害者の立場から意見を申し上げたいと思います。なお時間の関係から発言の原稿を書面にしましたので、以下については要点だけ述べたいと思います。

そもそもの意見陳述制度の立法趣旨について、二つの解説書を引用いたしました。提出書面（1）の

①, ②, ③については、「逐条解説犯罪被害者保護二法」100ページ, 同じく④, ⑤, ⑥については、「Q&A平成19年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正」78ページです。こうした立法趣旨を出発点にお考えいただきたいというのがまず一点目です。

次に、議論の際の視点について一言述べますが、真実発見と適正手続の保障という二つの価値が刑事訴訟法の最大の目的であり、これを二当事者の対立構造の中で、検察官と被告・弁護人が主張・立証を尽くすことで実現していく。そういう基本構造については理解をしているわけです。他方で、今申し上げた被害者の意見陳述については、この二つの価値とは別の三つ目の価値、一言で言えば「被害者の尊厳」に由来して設けられた制度であることを、今一度お考えいただきたいと思います。

そのような視点で、まず刑事訴訟法第292条の2の意見陳述を控訴審において認めるべきということについて述べたいのですが、被害者の尊厳を保障するために必要であることは明らかです。一審判決を聞いた事件の被害者には何らかの心情が生じることが普通です。また、検察官や被告人が控訴したという場合についても、それを踏まえての心情が生じる。これも普通で当然なことです。高裁で自らが被害に遭った事件の刑事手続の審理が行われているときに、一審を踏まえたこの心情意見を言う機会を保障するのは当然のことではないかと思えます。これは国民もそういうふうにと考えると、被害者の意見の内容を、高裁の裁判官がどこまで斟酌^{しんさく}するかは別問題で、被害者にとっては蚊帳の外ではなく、手続に参加できたということがまず重要なのです。それは前述の立法趣旨で紹介した6点からも明らかだと思います。

そのことの実例を書面の方で書いています。

お聞きしたいのですが、事実調べをしないケースで、その被害者が心情の意見陳述を行うと、「真実発見」や、「適正手続の保障」が害されるのでしょうか。二当事者対立構造が崩れるのでしょうか。私たち被害者には、何も問題がないように思えます。実例を踏まえて書面に書いたのですが、高裁の裁判長の中には、意見陳述の意義について軽視しているのではないかと思われる方がいるわけです。それであれば、犯罪被害者等基本法第4条による最高裁の責務として通達を出していただきたい。そして、弊害がない限り、控訴審でもすべからず意見陳述を認める運用をしていただきたいと思えます。そういう通達が難しいのであれば、やはり法改正し、明文化する必要があると思えます。控訴審においても、正当な理由がない限り、心情等の意見陳述はできるということを明確にしてほしいと思っています。

次に、刑事訴訟法第316条の38についてです。同様の趣旨なのですが、元々、被害者参加人というのは検察官の主張の範囲でしか意見は言えない。被害者参加人が意見を述べたからといって、二当事者の対立構造を崩すというものではないと思えます。それを言い出せば一審も同じです。

事件の最大の当事者である被害者が意見を言うことが、刑事訴訟法の基本構造に反する。そのような説明がありましたが、納得できない議論です。被害者の尊厳という三つ目の価値からすれば、被害者の心情意見陳述、事実又は法律適用の意見陳述、これらはできて当然であって、例外的に具体的弊害がある場合には制限できる。そういう運用にすべきです。それが条文の配置云々という形式的な理由でできないのであれば、法律の改正が必要だと私は思います。

繰り返しになりますが、心情等の意見陳述制度や被害者参加制度が認められるようになった立法趣旨からすれば、真実発見、適正手続の保障、二当事者の対立構造、これらを害しない限りでは、意見陳述は認められるべきと思えます。この意見交換会第4回目の議論を読み返したのですが、被害者の意見陳述を認めることによって、刑事訴訟法の基本構造が変わるといような弊害があるとは私には思われません。

前回、奥村教授も御指摘されましたが、犯罪被害者はこれまで「忘れられた存在」であったわけですから基本計画であえて「刑事司法は犯罪被害者のためにもある」という一言を付け加えなければならなかったのだと私は思います。真の権利回復の道は容易なことではないという実態を察知しての言葉だと思います。ほかの論点とも共通しますが、被害者の権利回復が何より求められているということを強く意識していただいて、本当に必死に取り組み、そして訴えている被害者等の思いを丁寧にすくい取っていただきたいということを、重ねて述べさせていただきます。

第10回会議（2014年4月22日）発言（「第10回議事録」p8、p28）

〈p8〉

〈2巡目〉 テーマ「9 その他」の「○ 被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方」に関連して

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

関連して、被害者が刑事裁判参加するための配慮ということで、一点、別な視点から指摘をしたいと思えます。

被害者参加する場合の職場の休暇等の扱いに関することです。これも北海道での具体的事例を通しての意見ですが、その切実性のある実情を知ったのが今年に入ってからでしたので、一巡目の論議の中では述べられませんでした。

事例は、第8回会議で公判前整理手続の改善問題に関連して述べた交通犯罪事件です。御遺族は当初被害者参加は考えていなかったのですが、公判直前になって、加害者側が致死罪は認めない、致傷は認めるという、極めて身勝手な主張をしてきたために、これは被害者参加しなければ駄目だと、第1回公判後に急遽、本当にやむなく被害者参加を決意されて、亡き御主人の代わりに闘っているという事例です。

そこで新たな問題なのですが、被告人側が鑑定等の証拠提出を予定しているということもあり、かなり長期にわたることが予想される裁判なのです。その公判廷に被害者参加しなければならないといった場合に、被害者の方の職場での扱いが年次休暇になるわけです。この方は地方公務員なのですが、職場の理解を得るのが大変だと。せめて年次休暇ではなくて、特別休暇扱いということになれば、精神的にもどれほど楽かと私の方に言われました。同僚に直接掛かる遠慮や気苦労の大きい事が大変よく分かるのです。

それで、現在の、国家公務員の服務等について定めた人事院規則、これを調べてみました。法務省にも聞いてみました。裁判員や証人が裁判所等に出頭する場合は、特別休暇扱いというふうに認められていますが、被害者参加人についての規定は全くありませんので、年次休暇扱いにとどまっているということです。

意見ですが、民間企業においても休暇等の扱いは、公務員の定めに基づいているところが多いと思えますので、この問題を重視していただき、国家公務員を始め、まず公務員の休暇の規定に、被害者参加人の場合も申出があれば特別休暇扱いできるというふうに、人事院規則などの関係法令や規則の改定を是非急いでやっていただきたいのです。

人事院規則 15-14 第 22 条に特別休暇の定めがあるのですが、種別の中に、先に言いました裁判員として出頭する場合や選挙権など公民権の行使があります。結婚とか家族の看護というのもあって、第 1 号から第 18 号まで非常に多岐にわたっているわけです。ここに被害者参加人として在廷する権利を行使する場合を付け加えることは全く合理的ですし、必要不可欠だと私は思います。

これは繰り返しますになりますが、被害者は相手の不法行為等によって、理不尽な人身被害を強いられているのです。そしてさらに、真実発見に寄与するという公的役割も担うわけです。その意味では、裁判員や証人として出頭を命ぜられるのと同様な公的側面を持つと私は思います。その立場を強いられてやむなく法廷に出る被害者であるのに、その規定がなく年次休暇扱いというのは、私は余りにも冷たい扱いだと思います。この課題も、急遽ですけれども、被害者参加人への配慮の在り方の課題の一つに是非位置付けていただきたいと思います。

〈第 10 回 p28〉

〈2 巡目〉テーマ「第 2 の 1 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方に」の「○ 第 1 回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」、および「○ 被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか」について（1 巡目は第 6 回会議）

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

一巡目の論議でも述べましたが、交通事犯被害者の捜査段階早期の実況見分調書等の開示の必要性も含めて、知る権利についての課題はこの会議の大きなテーマだと考えています。

最初に、第 1 回公判前の記録の閲覧・謄写ですが、被害者参加をするかしないかを判断するためにも不可欠なことです。被害者参加対象事件については、当然、公判前に権利として認められなければならないわけで、現状の通達による運用だけでは不十分だと思います。これは言わずもがなですが、公判段階で当事者としての権利を行使するための前提として、法律の専門家である弁護士が代理人として付いていることに加えて、事件に関する情報を事前に知ることができる、すなわち記録の閲覧・謄写請求権が必要不可欠であると思います。ドイツにおいては、捜査段階においても弁護士を通じた記録の閲覧・謄写請求権が明記されており、フランスでも捜査段階において捜査記録を「弁護士に」開示することが認められていると聞きます。それは被害者に裁判参加の機会を失わせないようにという理由からだとも聞いています。そういう被害者の権利概念が進んでいる国での扱いは、大いに参考にする必要があると思います。

通達による弾力的運用という利点もあるわけですが、この通達の存在は、特に被害者の権利について理解のある弁護士が付いて初めて分かることだと思います。弁護士が付かなければ、被害の当事者はこの通達に行き着かないわけです。ましてや、当初、訴訟参加を考えていない被害者にとっては、全く知らないままに経過してしまい、被害者参加するかどうかの判断材料が与えられないままになってしまいます。

繰り返しになりますが、被害者の多くにとって、刑事裁判が全てなのです。ですから、「民事裁判を提起するためだったら、例外的ですが、裁判所の配慮で記録の閲覧もさせてあげますよ」というのは、私は本末転倒だと考えています。

具体的提案ですが、一つは、被害者参加対象事件については、全事件について検察官に被害者参加制度の説明を義務付け、実際の運用としては、被害者参加制度の説明文書と参加申出書のひな形を交付す

る扱いとする。これは、できれば法制度として立法化することが望ましいと考えます。

その上で、二つ目ですが、記録の開示については、法制度として「被害者参加人又は被害者参加をしようとする者から申出があった場合は、検察官は公訴提起後、速やかに起訴状及び証拠を開示する。ただし、捜査及び公判に支障がある場合には、検察官は起訴状及び証拠の全部又は一部を開示しないことができる」という内容が考えられると思います。公判前の捜査記録などについて被害者の知る権利を記した法律がなく、刑事訴訟法第47条が足かせとなっているという法の現状は変えるべきと強く思います。現在の通達による弾力的運用だけでは不十分です。公判前の捜査記録も含め、閲覧・謄写請求権は被害者の権利としてあることを法令上に明記すべきと思います。

次に、交通犯罪の場合の記録の起訴前早期開示の問題について、付け加えておきたいと思います。

この要望は、先ほど熊谷理事からもありましたが、事例としても桁外れに多く極めて切実であるわけです。交通犯罪について、私は原則として事故発生から2週間以内に実況見分調書を作成し、それを開示すべきだと考えます。交通犯罪の実況見分調書だけは他の犯罪類型とは異なる扱い、起訴前の早期の段階で開示するという特別扱いをすべきです。そういう扱いをしている国が外国にもあるわけです。

理由ですが、交通犯罪の特殊性から開示による弊害はまずないということです。交通犯罪は基本的に誰もが通る公道において偶発的に発生する犯罪ですから、捜査情報の漏えいによって捜査に支障が生じるということは考えられない犯罪です。実況見分調書は事故現場において警察官が写真撮影したり図面を作成して事故の客観的状況を保全するものですから、供述調書とは異なるわけです。これを被害者に開示しても弊害は考えられません。さらにもう一つ、実況見分調書に記載される指示説明などは、事故状況に関する認識が記録されるだけのものですから、これも開示されて支障があるとは考えられません。

そして、一方、早期開示による利点と大きな意義があります。被害者が救急搬送されるようなケースで、加害者の一方的な言い分で調書が作成され、これが独り歩きするという不公正が大変多いのですが、これを正せるわけです。それから、被害者に情報のないまま、いつの間にか加害者の話のとおり捜査が進められているケースがあって、不起訴処分を受けて初めて実況見分調書を閲覧し、これは客観的な事故状況とは違うということに気付くことがあるわけです。しかし遅いわけです。そのような時点で現場の痕跡がなくなっている、あるいは道路工事でもう道路の形状自体も変わっているという事例もありますが、このような不公正も防げるわけです。

私は、交通犯罪被害者が刑事手続に適正に関与するために、早期の実況見分調書の開示はどうしても必要と考えていますので、そのことをこの場でも強調させていただきました。よろしく申し上げます。

第11回会議（2014年5月27日）発言（「第11回議事録」p23）

〈2巡目〉テーマ「第2 被害者参加制度以外のもの」の「4 その他」の「○裁判所における被害者対応の在り方（遺影のバー内への持ち込みを認めるべきか）について（1巡目は第7回）

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

今、熊谷理事からもお話があった遺影のバー内への持ち込みについてですが、私は、心情の配慮ということにとどまらず、刑事裁判の本質的な在り方に関わる問題として捉えるべきという意見を申したいと思います。

事件の当事者として被害者がバー内に入ることがようやく認められたわけです。そこに、物は言えませんが一番の当事者の遺影が、私は「在席」でもいいと思うのですが、在席するということが何の問題があるのかと思います。極めて当然なことであると。このことについては、一巡目の議論で外国の例を挙げて説明された高橋弁護士の御指摘のとおりだと思います。もちろん、これも熊谷理事が一巡目で指摘されましたが、被告人が関わり自体を否認している事件などの場合は、例外的に裁判所の判断で制限されるべきということは私も了解いたします。しかし、それ以外は当然に認められるべきであって、そうした扱いが裁判官によって異なるということがあってはならないと思います。

私は、この問題は、ある意味、被害者参加制度など新しくなった刑事司法の精神、考え方、これを法廷において具現化する、そのための象徴的な問題であり、課題であると考えております。厳しい言い方をしますと、遺影を認めないという裁判所の姿勢というのは、基本計画で、「刑事司法は犯罪被害者のためにもある」と明記された被害者の権利回復が、裁判所においては、あるいは裁判官の中では旧態依然で、まだ実現していないということの象徴ではないかと感じるわけです。そういう裁判例を日々実感しており、その意味で裁判所の意識を変えていただきたいと思っております。

最近あった会員の交通死裁判、これは被害者参加はされなかったのですが、それを傍聴している中でも改めて痛感しました。「死人に口なし」で、真実から離れた、筋道の通らない加害者の言い分を、結果として容認してしまうような訴訟指揮と判決結果であったわけです。被害者不在の「加害者天国」の法廷というのが、今も変わっていないと改めて実感したわけです。

話が広がりますが、私のことを実例として述べさせていただきます。私は、当時17歳の長女を、運転者の前方不注視という重大過失によって奪われた遺族ですが、加害者は執行猶予が付いて刑務所にも入っていないわけです。そのことが、18年たった今も痛恨の極みなわけです。もう赦していいのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、正に通り魔殺人的な被害に遭った当の娘の立場になってその無念というのを考えますと、これは絶対に赦すことはできないわけです。加害者には今でも、せめて刑務所に入ってほしかったという思いは募るばかりです。当時の刑事裁判が、被害当事者の無念と正面から向き合う公正な裁判であったなら、命の重みに見合う判決であったならという悔しい思いは、今も全く変わりません。

申出のあった遺影の持ち込みを認めるということは、形式問題ではなく、刑事司法が何のために誰のためにあるのかという本質に関わることだと思います。被害者参加制度を成熟させるための重要な要素ですので、これは通達によってでも良いわけですから、必ず認めていただきたいと思います。

第12回会議（2014年7月3日）発言（「第12回議事録」p7）

締めくくりの意見交換の中で、総括的感想意見として発言したもの

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表

私は、出席者の中で唯一、犯罪被害の当事者遺族でありました。難しい法律問題もあり、毎回必死に発言したというのが実感です。ただ、もちろん当事者であって、以前から強く要望している課題でもありますので、被害者団体としての意見表明の機会を与えていただいたことに深く感謝しております。

私は、今後の刑事司法において、被害者参加の制度趣旨が真に生かされ発展することを願っておりますので、この制度に関係する皆さんに、更に深い御理解をお願いして、感想に代えたいと思います。

この意見交換会では、今、高橋弁護士も言われましたが、それぞれの立場から多岐にわたる改善の課題が具体的に明らかにされ、大変貴重な協議が行われたと思います。しかし、その中で私は、被害者等の権利回復にとって極めて重要なこの制度が、このままでは成熟し切らないで、本来の制度趣旨が生かされないまま推移してしまうのではないかという一抹の不安を拭い去ることはできなかったということも事実なわけですね。

私が第2回会議で紹介させていただいた研究報告がありました。「刑事裁判への関与が犯罪被害者遺族の満足度と司法に対する信頼に与える影響」という報告でしたが、これはその後、日本心理学会で論文として発表されております。この中で、裁判結果に対する満足度は、被害者参加制度によって改善されたとは言え、その評定の絶対値は5段階で2.38とかなり低いものでありました。このこととも関連しますが、これまで社会的にも刑事司法においても、日本の犯罪被害者は、「忘れられた存在」であったわけですね。始まったばかりのこの被害者参加制度をしっかりと変革への第一歩と位置付けて、改善のための具体策が実際に講じられなければ、刑事司法における手続的公正への評価は上がりません、「被害者の復興期」にふさわしい第一歩とはならないのではないかという思いがあります。公判前整理手続きへの被害者参加問題がその典型ですが、意見交換の中で、被害者参加制度の目的あるいは趣旨といった基本理念についての温度差、言い換えれば被害者の権利概念についてのギャップが根深くあるということも感じました。

これまでの司法は、被害者の権利確立の前に、まず加害者の権利が考えられました。結果として被害者の権利あるいはその存在までもが置いてきぼりになったという経緯があります。その考え方を、流れを変えなければ刑事司法の本質は変わらないという印象を持っています。犯罪被害者学の諸澤英道先生は、日本における被害者学の発展を阻む要因の一番目に、「被害者に関心を持つことは、ようやく確立してきた刑事法上の加害者の立場を危うくすると考える人が多かった」ということを挙げておりましたが、重要なのは自然権としての司法参加の回復ということだと思います。参加すること、参加の権利を、被害者から声が上がってきたから、その心情に「配慮」して一部認めてあげましょうとか、心のケアが大切だから聞いてあげましょうというような、お情けで与えられるものではないということです。

被害者参加制度が実施に移されて5年を経過しましたが、私が見聞きして感じる最近の法廷は、相変わらず「加害者がうそをつく場」になっているわけですね。道理に外れた言い逃れを容認し、「人権」の名の下に公判廷でまことしやかに検討する、言わば「被告のための裁判」ということが変わっていないわけですね。

これでは、被害者はこれからも「忘れられた存在」のままです。

第一次の犯罪被害者等基本計画のⅢの③にある「刑事司法は被害者等のためにもある」という言葉は、大変重いものであると考えます。そこでは、「犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されない」という指摘を紹介しながら、「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、・・・犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。」と、控え目な表現ながら、刑事司法の在り方の根底を問うているわけです。この犯罪被害者等基本法の精神から立法されたのが被害者参加制度です。被害者の権利回復の道はその緒に就いたばかりであると捉えて、この意見交換会での貴重な討議内容を、制度の純化にこそ生かしていただきたいと強く思います。そのことによって、制度が意識を変え、意識がまた制度改善につながるというプラスのサイクルになって働くのではないかと期待します。

本制度がより改善されて、被害者の権利回復にとっての貴重な礎になることを強く願います。

以上